

■議案第31号 四万十町手数料条例の一部を改正する条例について

【要旨】

住宅関係の証明書発行に係る手数料を新たに追加するものです。

【改正の内容】

次の3項目を追加します。

- ・ 町道証明・・・金融機関から融資を受け住宅建築する場合は、公衆道路に接していることが条件であるため、町道証明書が必要。
- ・ 住宅耐震改修証明、地方税法施行規則附則第7条第6項の規定に基づく証明・・・耐震改修工事を行った場合に、所得税の控除及び固定資産税の減額を受けるために必要。

【新旧対照表】

○四万十町手数料条例（抜粋）

改正後					改正前				
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）				
区分	手数料の名称	単位	金額	適用	区分	手数料の名称	単位	金額	適用
(略)					(略)				
建築・住宅	用途地域証明	1通につき	200円		建築・住宅	用途地域証明	一通につき	200円	
	家屋建築証明	1通につき	200円		住宅	家屋建築証明	一通につき	200円	
	町道証明	1通につき	200円		(略)				
	住宅耐震改修証明	1通につき	200円						
	地方税法施行規則附則第7条第6項の規定に基づく証明	1通につき	200円						
(略)									